

第16回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開催日時	平成25年1月23日(水)午後1時30分から午後2時10分
開催場所	和泉市役所4号館1階会議室
出席者	委員:弁護士、大学教授(欠席)、警察OB 事務局:総務部長、契約検査室長、契約検査室検査担当課長、契約検査室総括参事 契約検査室総括主幹 合計7名
審議対象期間	平成24年8月1日から平成24年11月30日まで
議題	議案審議 (1)入札・契約手続きの運用状況について (2)入札方法別抽出工事案件審議
審議概要	<p>(1)入札・契約手続きの運用状況について</p> <p>①随意契約の公表について 平成24年11月から、建設工事に係る随意契約について、予定価格が50万円を超えるものについても市のホームページにて公表するようにしたことを説明。 「予定価格が50万円を超えるもの」としているその根拠については、和泉市財務規則第97条の2において工事の場合の随意契約の限度額が130万と規定されているが、平成18年4月から、その運用上130万円を50万円としているためである。</p> <p>②公募型指名競争入札の運用の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札制限の導入 同一業種の落札件数を1件に制限し、工事の発注が1業者に集中することを防ぎより多くの事業者への受注機会の確保を図るため、同一業種で複数件の公募型指名競争入札を行う場合、1件落札した業者は他の公募型指名競争入札の落札者となることはできないこととする。(無効とする。) ・導入時期 「和泉市公募型指名競争入札実施要綱」の改正を行い、平成25年度発注の工事に係る公募型指名競争入札から導入するものとする。平成24年12月に市のホームページに掲載し、同時に契約検査室窓口にもお知らせ文書の掲示を行い業者への周知を行っている。委員より～ ①について 吹田市で行われていた不明朗な随意契約は、和泉市では行われていないか。事務局～和泉市では適正に随意契約を行っている。委員～ 50万円を超える案件の場合は入札を行っているのか。事務局～入札を行っている。 ②について 公募型指名競争入札以外の指名競争入札について落札制限を行わない理由は。事務局～ 可能な限り同日に同一業種の入札を行わないように調整をしている。 <p>(2)入札方法別抽出工事案件審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札案件 該当案件なし。 ・公募型指名競争入札 ①改良工事 緑ヶ丘二丁目配水管布設工事 ②(仮称)和泉市消防署横山分署新築電気設備工事 委員から特に意見はなかった。

・指名競争入札案件

③和泉府中駅前再開発事業 公共施設詳細設計等業務委託

④池上4-3-4号線管布設工事その2

⑤伯太4-5-12号線管布設工事

⑥鶴山台3号公園管理工事

委員～設計金額と予定価格は公表しているのか。

事務局～公表している。

・随意契約

⑦下宮町法面改修工事

⑧和泉府中駅前再開発事業 和泉府中北通り線舗装工事

⑨和泉府中駅前再開発事業 立入防止柵設置工事

事務局から随意契約理由等を説明。委員から特に意見はなかった。